

## 平成26年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

### 1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であり、当然、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

### 2 同意等方針

国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

### 3 地方債計画及び同意等額

#### (1) 通常収支分

(単位：億円)

区分		地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計		740	—	148	148	592
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	—	138	138	—
	市町村・ 特別区分	—	—	10	10	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

#### (2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

(単位：億円)

区分		地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計		30	—	—	—	—
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	—	—	—	—
	市町村・ 特別区分	—	—	—	—	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

## (参考) 事業区分

## (1) 通常収支分

(単位: 億円、%)

	H26 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	513	—	29	29	5.6
小規模企業者等設備導入資金貸付金	—	—	—	—	—
土地区画整理組合等貸付金	21	—	3	3	15.5
母子寡婦福祉資金貸付金	50	—	23	23	45.6
災害援護資金貸付金	2	—	—	—	—
都市開発資金貸付金	15	—	15	15	102.7
市街地再開発組合等貸付金	27	—	—	—	—
有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	—
埠頭整備等資金貸付金	48	—	33	33	68.3
公害防止資金貸付金	10	—	7	7	73.9
農業災害補償資金貸付金	—	—	—	—	—
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	—	7	7	74.6
沿道整備資金貸付金	—	—	—	—	—
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	—	—	—
農地保有合理化促進対策資金貸付金	—	—	—	—	—
就農支援資金貸付金	5	—	4	4	87.5
日本政策金融公庫資金貸付金	30	—	27	27	88.6
連続立体交差資金貸付金	—	—	—	—	—
都市環境維持・改善事業資金貸付金	5	—	—	—	—
地域商店街活性化高度化資金貸付金	—	—	—	—	—
電線敷設工事資金貸付金	3	—	—	—	—
合計	740	—	148	148	20.0

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

## (2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

	H26 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	30	—	—	—	—
合計	30	—	—	—	—

※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

## 4 今後のスケジュール

国の予算等貸付金債については、地方債同意等基準により個別協議によるものとされており、本年度については9月と2月の同意を予定している。

平成26年度 国の予算等貸付金債協議等に係る同意等額（第1回定例協議分）

（単位：千円）

	都道府県 指定都市	市町村 特別区	合計	
1	北海道	1,483,934	475,344	1,959,278
2	青森県	75,516	7,000	82,516
3	岩手県		40,000	40,000
4	宮城県		20,000	20,000
5	秋田県	11,890	18,900	30,790
6	山形県			
7	福島県	1,293,600		1,293,600
8	茨城県	33,000		33,000
9	栃木県			
10	群馬県	10,000		10,000
11	埼玉県	1,184,076	25,600	1,209,676
12	千葉県	57,000	10,000	67,000
13	東京都	71,242		71,242
14	神奈川県	1,132,192	3,000	1,135,192
15	新潟県	363,683		363,683
16	富山県	19,124	3,000	22,124
17	石川県	9,000	23,000	32,000
18	福井県	24,000	5,800	29,800
19	山梨県			
20	長野県	53,000	4,000	57,000
21	岐阜県	343,200	20,600	363,800
22	静岡県	235,507		235,507
23	愛知県	75,000		75,000
24	三重県	28,424	3,500	31,924
25	滋賀県	17,000		17,000
26	京都府	82,649		82,649
27	大阪府	800	52,158	52,958
28	兵庫県			
29	奈良県	21,000		21,000
30	和歌山県	20,000		20,000
31	鳥取県	24,000	6,800	30,800
32	島根県	243,556	55,600	299,156
33	岡山県	245,500	21,000	266,500
34	広島県		4,800	4,800
35	山口県		42,000	42,000
36	徳島県			
37	香川県			
38	愛媛県	61,866		61,866
39	高知県	385,000	5,000	390,000
40	福岡県	52,985		52,985
41	佐賀県			
42	長崎県	64,400	120,000	184,400
43	熊本県	92,000	23,300	115,300
44	大分県	24,000	24,000	48,000
45	宮崎県			
46	鹿児島県	66,300		66,300
47	沖縄県		27,300	27,300
48	札幌市			
49	仙台市	5,000		5,000
50	さいたま市			
51	千葉市	29,716		29,716
52	横浜市	3,641,600		3,641,600
53	川崎市			
54	相模原市			
55	新潟市	269,866		269,866
56	静岡市	50,000		50,000
57	浜松市	59,600		59,600
58	名古屋市	861,000		861,000
59	京都市			
60	大阪市	621,000		621,000
61	堺市	52,562		52,562
62	神戸市			
63	岡山市			
64	広島市	153,606		153,606
65	北九州市	4,800		4,800
66	福岡市	48,000		48,000
67	熊本市	45,200		45,200
68	特別区			
69	名古屋港管理組合	15,800		15,800
	合計	13,762,194	1,041,702	14,803,896

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり 3-

平成26年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

(単位:千円)

	中小企業高度化資金貸付金			土地区画整理組合等貸付金			母子寡婦福祉資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道							83,434	36,244	119,678
2 青森県	35,900		35,900				3,616		3,616
3 岩手県									
4 宮城県									
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県	1,261,600		1,261,600						
8 茨城県									
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県							414,076	25,600	439,676
12 千葉県								10,000	10,000
13 東京都							71,242		71,242
14 神奈川県	1,080,000		1,080,000				30,192		30,192
15 新潟県	138,065		138,065				175,018		175,018
16 富山県							19,124	3,000	22,124
17 石川県									
18 福井県							24,000		24,000
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県	343,200		343,200					3,500	3,500
22 静岡県	18,507		18,507	20,000		20,000	100,000		100,000
23 愛知県									
24 三重県							28,424		28,424
25 滋賀県									
26 京都府							61,649		61,649
27 大阪府								52,158	52,158
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県							20,000		20,000
31 鳥取県									
32 島根県							236,056		236,056
33 岡山県								21,000	21,000
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県							58,366		58,366
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県									
43 熊本県							11,000		11,000
44 大分県								24,000	24,000
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県					27,300	27,300			
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市							29,716		29,716
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市							269,866		269,866
56 静岡市							50,000		50,000
57 浜松市							59,600		59,600
58 名古屋市				278,000		278,000	174,000		174,000
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市							52,562		52,562
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市							130,506		130,506
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
69 名古屋港管理組合									
計	2,877,272		2,877,272	298,000	27,300	325,300	2,102,447	175,502	2,277,949

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成26年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

(単位:千円)

	都市開発資金貸付金			埠頭整備等資金貸付金			公害防止資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道									
2 青森県									
3 岩手県									
4 宮城県									
5 秋田県									
6 山形県									
7 福島県									
8 茨城県									
9 栃木県									
10 群馬県									
11 埼玉県							739,000		739,000
12 千葉県									
13 東京都									
14 神奈川県		3,000	3,000						
15 新潟県									
16 富山県									
17 石川県		23,000	23,000						
18 福井県									
19 山梨県									
20 長野県									
21 岐阜県									
22 静岡県									
23 愛知県									
24 三重県									
25 滋賀県									
26 京都府									
27 大阪府									
28 兵庫県									
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県									
32 島根県									
33 岡山県									
34 広島県									
35 山口県									
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県									
39 高知県									
40 福岡県									
41 佐賀県									
42 長崎県		105,000	105,000						
43 熊本県									
44 大分県									
45 宮崎県									
46 鹿児島県									
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市									
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市	1,000,000		1,000,000	2,641,600		2,641,600			
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市	409,000		409,000						
59 京都市									
60 大阪市				621,000		621,000			
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市									
65 北九州市									
66 福岡市									
67 熊本市									
68 特別区									
69 名古屋港管理組合				15,800		15,800			
計	1,409,000	131,000	1,540,000	3,278,400		3,278,400	739,000		739,000

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

平成26年度 国の予算等貸付金債 第1回定例協議分(団体別貸付金別同意等額③)

(単位:千円)

	木材産業等高度化推進資金貸付金			就農支援資金貸付金			日本政策金融公庫資金貸付金		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道				87,000		87,000	1,313,500	439,100	1,752,600
2 青森県				10,000		10,000	26,000	7,000	33,000
3 岩手県								40,000	40,000
4 宮城県								20,000	20,000
5 秋田県				11,890		11,890		18,900	18,900
6 山形県									
7 福島県							32,000		32,000
8 茨城県				33,000		33,000			
9 栃木県									
10 群馬県				10,000		10,000			
11 埼玉県				9,000		9,000	22,000		22,000
12 千葉県				23,000		23,000	34,000		34,000
13 東京都									
14 神奈川県				6,000		6,000	16,000		16,000
15 新潟県	43,000		43,000				7,600		7,600
16 富山県									
17 石川県				5,000		5,000	4,000		4,000
18 福井県								5,800	5,800
19 山梨県									
20 長野県							53,000	4,000	57,000
21 岐阜県								17,100	17,100
22 静岡県				38,000		38,000	59,000		59,000
23 愛知県				75,000		75,000			
24 三重県								3,500	3,500
25 滋賀県				17,000		17,000			
26 京都府							21,000		21,000
27 大阪府				800		800			
28 兵庫県									
29 奈良県				11,000		11,000	10,000		10,000
30 和歌山県									
31 鳥取県				24,000		24,000		6,800	6,800
32 島根県				7,500		7,500		55,600	55,600
33 岡山県	243,500		243,500	2,000		2,000			
34 広島県								4,800	4,800
35 山口県								42,000	42,000
36 徳島県									
37 香川県									
38 愛媛県				3,500		3,500			
39 高知県	385,000		385,000					5,000	5,000
40 福岡県				42,985		42,985	10,000		10,000
41 佐賀県									
42 長崎県							64,400	15,000	79,400
43 熊本県							81,000	23,300	104,300
44 大分県							24,000		24,000
45 宮崎県									
46 鹿児島県				21,000		21,000	45,300		45,300
47 沖縄県									
48 札幌市									
49 仙台市							5,000		5,000
50 さいたま市									
51 千葉市									
52 横浜市									
53 川崎市									
54 相模原市									
55 新潟市									
56 静岡市									
57 浜松市									
58 名古屋市									
59 京都市									
60 大阪市									
61 堺市									
62 神戸市									
63 岡山市									
64 広島市							23,100		23,100
65 北九州市							4,800		4,800
66 福岡市							48,000		48,000
67 熊本市							45,200		45,200
68 特別区									
69 名古屋港管理組合									
計	671,500		671,500	437,675		437,675	1,948,900	707,900	2,656,800

※第1回定例協議は通常収支分のみ該当あり

H26年度国の予算等貸付金の概要(第1回定例協議分)

区分	貸付機関	対象団体	国等から地方公共団体への貸付条件等				地方公共団体からの貸付条件等				
			利率(年利)	償還期間(据置期間)	償還方法	貸付割合	貸付対象者	貸付対象費用	貸付割合	利率(年利)	保証人等
中小企業高度化資金貸付金 <b>転貸</b>	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	都道府県	無利子 又は 0.90%	20年以内 (5年又は 3年以内)	元金均等(半)年賦	貸付対象事業に応じ て、異なる (事業費の64%、72%等)	【高度化融資事業】 中小企業者、企業組合、協業組合等	土地、建物、設備等の整備 に要する費用	事業費の80%又は 90%	無利子 又は 0.75%	担保又は保証人が必要
土地区画整理組合等貸付金 <b>転貸</b>	国土交通省	地方公共団体	無利子	8年以内 (6年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し 付ける額の1/2以内	土地区画整理組合、個人施行者、区 画整理会社等	土地区画整理事業に要す る費用 (事業資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
			無利子	25年以内 (10年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し 付ける額の1/2以内	保留地管理人、区画整理会社	保留地の取得に要する費 用 (保留地取得資金貸付)	事業費の1/2以内	無利子	担保又は保証人が必要
母子寡婦福祉資金貸付金 <b>転貸</b>	厚生労働省	都道府県 指定都市 中核市	無利子	特別会計の剰余金在一定額を超える 場合に償還		都道府県等が貸付金 の財源として特別会計 に繰り入れる金額の2 倍相当額	配偶者のない女子で現に児童を扶養 している者、配偶者のない女子で あって、かつて母子家庭の母であ った者等	事業の開始又は継続に必 要な資金、児童の就学に 必要な資金等	資金の種類に応じ て貸付限度額あり	無利子 又は 1.5%	無利子の場合は、保証人 が必要
都市開発資金貸付金	国土交通省	地方公共団体	0.40%	10年以内 (4年以内)	元金均等半年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 下記に掲げる用地の先行取得に必要な費用 ①都市施設用地：人口集中の著しい大都市等の秩序ある発展のために整備されるべき都市構成上重要な幹線道路網を 構成する道路、公園、緑地等 ②都市機能更新用地：都市機能を維持増進するため計画的に整備改善を図る必要がある市街地の区域内にあって、そ の計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの				
埠頭整備等資金貸付金 <b>転貸</b>	国土交通省	港湾管理者 (地方公共 団体)	無利子	20年以内 (3年又は 5年以内)	元金均等半年賦	資金の種類に応じて貸 付限度額あり	コンテナ埠頭会社、外貨埠頭会社、 フェリー埠頭公社等、第3セクター のマリーナ株式会社、港湾運営会 社、民間事業者	港湾施設、国際戦略港湾 近傍の流通加工機能を持 つ倉庫施設の建設又は改 良、民有護岸等の改良に 要する費用	資金の種類に応じ て貸付限度額あり	無利子	
公害防止資金貸付金	日本政策投資 銀行	地方公共団体	事業内容を勘案 の上決定	15年以内 (2年以内)	元利均等年賦	事業内容を勘案の上 決定	【貸付対象費用】 地方公共団体が直接実施する公害防止事業等(下記に①～③に掲げる事業)に必要な費用 ①公害防止事業(大気汚染防止施設整備事業、汚水処理施設整備事業、騒音防止施設整備事業、悪臭防止施設整備事 業、振動防止施設整備事業) ②廃棄物処理施設整備事業 ③オゾン層保護対策設備導入促進事業				
木材産業等高度化推進資金貸 付金 <b>転貸</b>	独立行政法人 農林漁業信用 基金	都道府県	1.00%	5年以内 (1年以内)	満期一括 又は 割賦償還	林業経営改善計画等 で承認した額	都道府県は、基金からの借入金及び これと同額の自己資金を金融機関に 預託し、金融機関はこれを原資の一 部として、合理化計画等の認定を受 けた者に低利で貸し付け	認定計画の実施に要する 費用	林業経営改善計画 等に計上した都道 府県負担額と基金 からの借入額の合 計額	1.00% 以内	
就農支援資金貸付金 <b>転貸</b>	農林水産省	都道府県	無利子	21年以内 (10年以内)	元金均等半年賦	地方公共団体が貸し 付ける額の2/3から 一定の額を控除した額	①青年農業者等育成センター ②農協等金融機関 (最終貸付対象者＝認定就農者、認 定農業者)	就農準備、経営開始に必 要な資金	資金の種類に応じ て貸付限度額あり	無利子	①の場合、担保又は連帯 保証人が必要
日本政策金融公庫資金貸付金	株式会社 日本政策金融公庫 (地方公共団体金融機 構へ委託)	地方公共団体	無利子 ～ 1.15%	30年以内 (20年以内)	元金均等年賦 又は 元利均等年賦	限度額なし	【貸付対象費用】 1. 公有林造林資金：人工植栽、天然林改良、森林の保有・保護・保全等の育林、造林用附属施設の設置又は改良等 2. 公有分収林取得資金：分収育(造)林契約による樹木の取得に要する費用 3. 公有牧野資金：公有牧野の造成、改良又は保全及び牧野の管理経営上必要な施設の整備に要する費用				

## 根拠条文

### (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

**第五条の三** 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

1～11（略）

12 総務大臣は、第一項に規定する協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

（地方債についての関与の特例）

**第五条の四** 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
- 二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

2～3（略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが**標準税率未満である地方公共団体**（第一項各号に掲げるものを除く。）は、**第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、**又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の**許可を受けなければならない。**この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～6（略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

### (2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

**第二条** 法第五条の三第一項の規定による協議は、**第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にする**ものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項及び第七条において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 **都道府県知事は、法第五条の三第一項**の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、**あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第三条～第二十条（略）

（地方債の許可手続）

**第二十一条** 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、**第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。**

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、**あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

第二十二條～第二十九條（略）

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十條 地方自治法第二百三十三條第一項 の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における 法第五條の三 及び 第五條の四 の規定並びに 第八條 の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五條の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五條の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五條の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第八号	当該年度前年度前三年度	当該年度の前年度前三年度
第二十二條	前年度	前々年度

（3）平成26年度同意等基準運用要綱（平成26年4月1日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1（略）

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続きと同スケジュールにより国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものとする。